

介護給付費等の算出状況一覧表(就労移行支援)

事業所名称: ○○作業所

* この一覧表は対象サービス分の添付で可

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等定員区分	人員	新規・変更・終了となる加算の「適用」 その他該当する体制	備考	
各サービス共通					1. 一級地 2. 二級地 ③ 三級地 4. 四級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		
訓練等給付費 就労移行支援	20人	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下			施設区分	1. 一般型 2. 資格取得型	
					就労定着率区分(※8)	1. 就職後6月以上定着率が5割以上 2. 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 ③ 3. 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 4. 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 5. 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 6. 就職後6月以上定着率が0割超1割未満 7. 就職後6月以上定着率が0 8. なし(経過措置対象)	H30.4.1
					定員超過	① 1. なし 2. あり	
					職員欠如	① 1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	① 1. なし 2. あり	
					標準期間超過	① 1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等(別紙7)	① 1. なし 2. I 3. II ④ 4. III	H30.4.1
					就労支援関係研修修了(別紙24)	① 1. なし 2. あり	
					視覚・聴覚等支援体制(別紙10)*	① 1. なし 2. あり	
					就労定着支援体制(6月以上12月未満)(別紙25)*	① 1. なし 2. 定着率が5分以上1割5分未満 ③ 3. 定着率が1割5分以上2割5分未満 4. 定着率が2割5分以上3割5分未満 5. 定着率が3割5分以上4割5分未満 6. 定着率が4割5分以上	
					就労定着支援体制(12月以上24月未満)(別紙25)*	① 1. なし ③ 2. 定着率が5分以上1割5分未満 3. 定着率が1割5分以上2割5分未満 4. 定着率が2割5分以上3割5分未満 5. 定着率が3割5分以上4割5分未満 6. 定着率が4割5分以上	
					就労定着支援体制(24月以上36月未満)(別紙25)*	① 1. なし 2. 定着率が5分以上1割5分未満 3. 定着率が1割5分以上2割5分未満 4. 定着率が2割5分以上3割5分未満 5. 定着率が3割5分以上4割5分未満 6. 定着率が4割5分以上	
					精神障害者退院支援施設(別紙20)	① 1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制	
					食事提供体制(別紙8)	① 1. なし 2. あり	
					移行準備支援体制(I)(別紙26)*	① 1. なし ② 2. あり	H30.4.1
送迎体制(別紙9)	① 1. なし 2. I 3. II						
社会生活支援(別紙48)	① 1. なし 2. あり						
福祉・介護職員処遇改善加算対象	① 1. なし ② 2. あり						
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	① 1. なし 2. あり						
キャリアパス区分(※3)	① 1. I(キャリアパス要件(要件I~IIIのすべて)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II(キャリアパス要件(要件I・要件IIの両方)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III(キャリアパス要件(要件I・要件IIのいずれか)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV(キャリアパス要件を満たさない) 5. V(職場環境等要件を満たさない) 6. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)						
主たる事業所サービス種類(※6)	サービス種類コード()						
指定管理者制度適用区分	① 1. 非該当 2. 該当						
地域生活支援拠点等	① 1. 非該当 2. 該当						

全ての項目について該当する番号に○を付ける。

※図形で○を付けると位置がずれやすいので、必ず印刷プレビューで確認してください。

名古屋市は「三級地」となります。(あらかじめ○が付いています。)

今回、適用を届け出る項目について、適用開始年月日を記入

サービスごとの定員

多機能型の場合は合算した定員

※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2.あり」で設定されていた場合に設定する。
 ※6 「主たる事業所サービス種類」欄には、福祉・介護職員処遇改善加算対象、または福祉介護職員処遇改善特別加算対象が「2あり」であり、障害者支援施設における日中活動系サービスの場合「3:施設入所支援」を設定する。
 ※8 新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「8:なし(経過措置対象)」を設定する。

地域生活支援拠点の承認を要件した事業所は「2.該当」に○を付ける。